

未請求の買掛金の処理

Q

仕入先より未請求のままになっている買掛金の残高31万5,000円が滞留しており、当月末をもって2年がたちます。仕入先から何の意思表示もありませんが、当社ではこの買掛金をどのように処理すればよいでしょうか。

A

法律上、2年間請求のない債務は時効期間の経過として扱われますので、貴社では雑益として処理してください。

また、仕入先の意思表示がなく当社が一方的に雑益処理する場合は、消費税の取扱いは課税の対象外とし、当然仕入にかかる対価の返還等にも該当しません。

仕訳ガイド
一五

ポイント

- ① 商取引上の売掛債権の時効期間は2年なので、この買掛金は雑益処理する。

○民法

(2年の短期消滅時効)

第173条 次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を制作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 〔省略〕

四四七

第2節 買掛金に関する取引

商行為によって生じた債権の時効期間は5年ですが、売掛債権は民法173条により5年より短い時効期間が定められていますので、会計処理を行う場合にもその法令に従います。したがって、ご質問の買掛金は2年をもって消滅したものととして雑益処理します。

② 債務の雑益計上に関する消費税の扱いは、課税対象外になる。

○消費税法基本通達

(債務免除)

12-1-7 事業者が課税仕入れの相手方に対する買掛金その他の債務の全部又は一部について債務免除を受けた場合における当該債務免除は、仕入れに係る対価の返還等に該当しないことに留意する。

一定期間請求のない買掛金について仕入先から切捨て等の意思表示がされた上で雑益処理する場合は、仕入れにかかる対価の返還等に該当し、仮払消費税等の取消処理をします。しかし、ご質問のように一定期間請求がないという事実のみに基づいて雑益処理する場合には、仕入対価の返還等に該当しないのと同時に、課税資産の譲渡等の対価にも該当せず、課税の対象とはならず、仕入れにかかる対価の返還等として、仮払消費税等の取消処理を行うことはできません。

仕
訳
ガ
イ
ド
一
五

四
四
八

第2節 買掛金に関する取引

会計処理

税込方式、税抜方式とも、次のような仕訳になります。

借 方		貸 方	
(買掛金)	315,000円	(雑収入)	315,000円

第1節 事務所や社宅等の賃借に関する取引

事務所の賃借

Q

大阪に支店を設置することになり、その事務所として、あるビルの1フロアを賃借する契約を締結しました。契約書に定める期日までに保証金を預託するため、不動産会社からの次の請求書に基づいて、支払いを行いました。どのように処理すればよいでしょうか。

請 求 書			
ご 請 求 明 細			
摘 要	金 額	消費税	計
保証金	3,071,200円		3,071,200円
仲介手数料	307,120円	15,356円	322,476円
合 計			3,393,676円

第1節 事務所や社宅等の賃借に関する取引

建物賃借契約書（抜粋）

契約期間 平成×年6月1日から平成×年5月31日
迄の満2カ年

賃料 月額 金 307,120円也

共益金 月額 金 69,800円也

保証金 総額 金 3,071,200円也

賃貸人（以下甲という。）と賃借人（以下乙という。）とは後記建物について、次のとおり建物賃借契約を締結した。

（賃貸借期間）

第〇条 契約の期間は、表記のとおりとする。但し、期間満了3カ月前迄に甲又は乙が相手方に対し、解約等の意思表示をしないかぎり、本契約はさらに、2カ年間自動的に継続することとし、以後も同じとする。

（消費税の負担）

第〇条 乙は、賃料、共益費、償却費その他の費用に対する消費税を負担する。

（保証金の預託）

第〇条 本契約にもとづく保証金として乙は、甲に対し表記の保証金を平成×年5月15日迄に預託する。

- 2 保証金には利息は附さない。
- 3 乙は、本契約期間中は保証金をもって、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4 乙は、本契約が解除・解約その他の事由により終了したときは、償却費として金1,200,600円を保証金より甲に支払う。
- 5 保証金は本契約終了後、乙が、本契約に定める後記建物の明渡しその他の債務を完全に履行した日より1カ月後に返還する。

A 保証金など、事務所を賃借するに当たって支出する金銭については、その性質を理解して取扱いを考えます。また、不動産仲介手数料は、法人税法上支出時の費用処理が認められています。

ポイント

- ① 保証金のうち、返還される部分の金額は保証金、返還されない部分の金額は長期前払費用の科目で、資産計上する。

○法人税基本通達

(資産を賃借するための権利金等)

8-1-5 次のような費用は、令第14条第1項第6号ロ(資産を賃借するための権利金等)に規定する繰延資産に該当する。

- (1) 建物を賃借するために支出する権利金、立退料その他の費用
- (2) 電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出する引取運賃、関税、据付費その他の費用

(注) 建物の賃借に対して支払った仲介手数料の額は、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。

保証金は、不動産の賃借人が、契約に違反した場合に備えて賃貸人に差し入れる金銭です。一般的には契約が終了する時に返還されるので、保証金等の勘定科目で投資等に計上します。

ただし、保証金のうちに、契約終了時に返還されない金額がある場合も、多くみられます。これは、従来、賃借契約締結時に支払っていた権利金や礼金等に代えてよく用いられるようになった方法で、その分賃借時の支出額が少額で済みます。返還されない部分の金額は、その性質が建物を賃借するための権利金に類似するものですので、権利金と同じように税務上は繰延資産となります。

第1節 事務所や社宅等の賃借に関する取引

権利金や返還されない保証金は、会社法上の繰延資産（創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、試験研究費、開発費に該当しないため、投資等の区分に長期前払費用勘定を用いて表示します。

- ② 保証金として処理した返還される部分の金額は、償却しない。一方、長期前払費用として処理した返還されない部分の金額は、決算時に償却を行う。

保証金のうち、返還される部分の金額は、預け金としての性質をもつものですから、資産として計上した後は償却しません。

一方、契約が終了しても返還されない部分の金額は、いったん資産として計上した上で毎決算時に償却を行います。ご質問の場合ですと、償却期間は5年（60か月）です。

- ③ 仲介手数料は費用として処理する。

上記通達の(注)にあるように、不動産仲介手数料は支払った時の費用処理が可能です。

- ④ 消費税は、保証金のうち返還される部分の金額には課税されない。一方、返還されない部分の金額には課税される。

○消費税法基本通達

(借家保証金、権利金等)

5-4-3 建物又は土地等の賃貸借契約等の締結又は更改に当たって受ける保証金、権利金、敷金又は更改料(更新料を含む。)のうち賃貸借期間の経過その他当該賃貸借契約等の終了前における一定の事由の発生により返還しないこととなるものは、権利の設定の対価であるから資産の譲渡等の対価に該当するが、当該賃貸借契約の終了等に伴って返還することとされているものは、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。

第1節 事務所や社宅等の賃借に関する取引

消費税は、返還される部分の金額には課税されませんが、返還されない部分の金額には課税されます。なお、ご質問の場合には、請求書の保証金の金額には消費税は別掲されていませんが、返還されない部分の金額については内税表示されているものと考えて処理します。

会計処理

【税抜方式】

借 方		貸 方	
(保証金)	1,870,600円	(当座預金)	3,393,676円
(長期前払費用)	1,143,429円		
(支払手数料)	307,120円		
(仮払消費税等)	72,527円		

(* 1) 保証金のうち返還される部分の金額は、保証金とします。

(* 2) 長期前払費用は、保証金のうち返還されない部分の金額を処理する勘定科目です。もともと内税表示されているものと考えますから、その金額は次のように計算します。

$$1,200,600円 \times \frac{100}{105} = 1,143,429円$$

(* 3) 支払手数料は、仲介手数料を処理する勘定科目です。

(* 4) 仮払消費税等の金額は、次のように計算します。

$$\frac{\text{返還されない金額}}{1,200,600円} \times \frac{5}{105} + \frac{\text{仲介手数料}}{307,120円} \times 0.05 = 72,527円$$

第1節 事務所や社宅等の賃借に関する取引

【税込方式】

借方		貸方	
(^(*1) 保証金)	1,870,600円	(当座預金)	3,393,676円
(^(*2) 長期前払費用)	1,200,600円		
(^(*3) 支払手数料)	322,476円		

(*1) 保証金のうち返還される部分の金額は、保証金とします。

(*2) 長期前払費用は、保証金のうち返還されない部分の金額を処理する勘定科目で、その金額はもともと内税表示されているものと考えます。

(*3) 支払手数料は仲介手数料を処理する勘定科目です。その金額は次のように計算します。

$$\begin{array}{l} \text{仲介手数料} \quad \text{消費税} \\ 307,120\text{円} + 15,356\text{円} = 322,476\text{円} \end{array}$$

残業した従業員への夜食の提供

Q 当社は、残業した従業員に夜食を提供しています。夜食は、当社の近くの飲食店から一食800円以内のものを各自で注文し、出前してもらうことによって提供しています。

今月、飲食店からの請求は、合計54,000円でした。どのように会計処理を行えばよいでしょうか。

A 使用者が、残業等をした従業員に夜食を提供しても、従業員に対する給与にする必要はありません。

ポイント

仕訳ガイド
四七

- ① 使用者が、残業等をした従業員に夜食を提供しても、従業員に対する給与にする必要はない。

○所得税基本通達

(課税しない経済的利益……残業又は宿日直をした者に支給する食事)

36-24 使用者が、残業又は宿直若しくは日直をした者(その者の通常の勤務時間外における勤務としてこれらの勤務を行った者に限る。)に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税しなくて差し支えない。

使用者が、残業等をした者に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税しなくて差し支えないこととされています。したがって、夜食にかかる費用は、福利厚生費勘定などで処理します。ただし、ここで残業等とは、その者の通常の勤務時間外における勤務としてこれらの勤務を行った者に限りますので、勤務時間内の勤務としての夜勤を行った従業員

九七八ノ一七

第7節 福利厚生に関する取引

員に夜食を提供したり、残業等をしていない者にも併せて夜食を提供した場合には、これらの者に対する給与または交際費として処理する必要があります。

また、無制限に認められるわけではなく、通常の「夜食」に該当しない豪華な食事や飲酒を伴う食事は、ここでいう夜食に該当しないものと思われます。

- ② 夜食の提供は、給与や交際費等とならないように、一定のルールを決めて行うべきである。

○租税特別措置法

(交際費等の損金不算入)

第61条の4 法人が平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の100分の50に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の場合において、法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社を除く。）のうち当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が1億円以下であるもの（法人税法第2条第9号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる。

一 前項の交際費等の額が800万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）以下である場合 零

二 前項の交際費等の額が定額控除限度額を超える場合 その超える部分の金額

仕訳ガイド五〇

九七八ノ一八

第7節 福利厚生に関する取引

- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 4 第1項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下この項において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい、第1項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第2条第15号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第2号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。
- 一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
 - 二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用
 - 三 前2号に掲げる費用のほか政令で定める費用
- 5・6 〔省略〕

残業等をした者に対する夜食の提供であれば、法人税法上、会社では損金として計上でき、また、所得税法上、従業員には所得税は課税されません。しかし、特定の者にのみ夜食が提供されることとされていたり、あるいは、役職等によって上限金額が異なっていたりしている場合には、これらの者に対する給与（役員の場合は、役員給与（損金不算入分））とされてしまう可能性があります。また、夜食と称して、勤務後の宴会費用を会社が負担している場合には、交際費課税される可能性もあります。会食の内容や金額によっては、会議費として認められる場合もあり得ると思われませんが、いずれに

第7節 福利厚生に関する取引

しても、税務上のリスクがあることに違いありません。

そこで、残業等をした者に夜食を提供する場合には、たとえば、「20時以降まで勤務した者に対して、一食800円までの食事を認める」などのように、従業員に一律に提供されるようにルールを設けて運用するとよいでしょう。

会計処理

【税抜方式】

借 方		貸 方	
(福利厚生費)	50,000円 (*1)	(未払金)	54,000円
(仮払消費税等)	4,000円		

(*1) 消費税率8%として仕訳を示しました。

【税込方式】

借 方		貸 方	
(福利厚生費)	54,000円	(未払金)	54,000円

仕訳ガイド
下四四

九七八ノ二〇